

肥銀ビジネスインターネットバンキングサービスご利用規定

変更後	変更前
<p>第1条 肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス</p> <p>10. トランザクション認証</p> <p>(1) 2024年5月20日以降、本サービスを申し込んだ契約者は、トランザクション認証（契約者が行った本サービスのうち当行所定の取引の内容が、通信の途中で改ざんされていないことを確認し、実行する認証方法のことをいいます。）を利用することを必須とします。</p> <p>(2) 2024年5月19日以前に本サービスを申し込んだ契約者は、トランザクション認証の利用を申し込むことができます。ただし、一度利用を申し込んだ契約者は、本サービスのうち当行所定の取引を行う場合にトランザクション認証を利用することを必須とし、トランザクション認証のみを解約することはできません。</p> <p>第2条 利用申込</p> <p>2. 当行が、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を適当と判断し、承諾した場合に、本サービスの利用契約が成立するものとします。また、当行は管理者本人であることを確認するために必要な事項を記載した「ご契約者カード」を契約者に貸与します。</p> <p>4. 当行は「ご契約者カード」を受付した申込書に記載の届出住所あてに郵送します。</p> <p>5. 当行はトランザクション認証を利用する契約者に対し、当行所定の取引において使用する1回限りの使い捨てパスワード（以下「トランザクション認証番号」といいます。）を生成・表示するパスワード生成機（以下「ハードトークン」といいます。）</p>	<p>第1条 肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス</p> <p>10. (新設)</p> <p>第2条 利用申込</p> <p>2. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、当行が管理者本人であることを確認するために必要な事項を記載した「ご契約者カード」を契約者に貸与します。</p> <p>4. 当行は「ご契約者カード」を受付した申込書に記載の届出住所あてに郵送しますので、契約者は「ご契約者カード」を受け取り後、受取書を当行が指定する宛先に返送してください。</p> <p>5. 当行は返送された受取書を当行所定の方法で確認した場合に本規定に基づく契約が成立したものとし、契約者に対する本サービスの提供を開始しません。</p>

を発送します。

第3条 本人確認

1. 本人確認方法

本サービスを利用する際の本人確認は、以下に示す I D・暗証番号方式と電子証明書方式のいずれかにより行います。

2. 管理者の本人確認

(1) 管理者が管理業務を行う場合、I D・暗証番号方式の場合、契約法人 I D、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。電子証明書方式の場合、電子証明書、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。また、**トランザクション認証の契約先の場合、トランザクション認証番号を当行所定の方法により送信するものとします。**当行は送信されたこれらの内容と当行に登録されている内容との一致を確認した場合に、送信者を管理者本人とみなします。

(2) 当行が前号の方法により本人確認を実施したうへは、契約法人 I D、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式の場合）、**トランザクション認証番号**に不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。「ご契約者カード」は厳重に管理し、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。

(4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる管理者パスワード等の入力~~が~~当行所定の回数を超えて連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。サービスの利用を再開

第3条 本人確認

1. 本人確認方法

本サービスを利用する際の本人確認は、以下に示す I D・暗証番号方式と電子証明書方式のいずれかにより行います。~~なお、電子証明書方式を選択する場合は、別途、当行所定の方法により申込手続を行うものとします。~~

2. 管理者の本人確認

管理者が管理業務を行う場合、I D・暗証番号方式の場合、契約法人 I D、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。電子証明書方式の場合、電子証明書、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの内容と当行に登録されている内容との一致を確認した場合に、送信者を管理者本人とみなします。

(2) 当行が前号の方法により本人確認を実施したうへは、契約法人 I D、契約法人暗証番号、契約法人確認暗証番号、ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式の場合）に不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。「ご契約者カード」は厳重に管理し、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。

(4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる管理者パスワード等の入力~~が~~当行所定の回数~~だけ~~連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。サービスの利用を再開する

するには、第11条に定める方法で当行所定の書面により当行に届出てください。

3. 利用者の本人確認

(2) 利用者が本サービスを利用する場合、ID・暗証番号方式の場合、契約法人IDおよび利用者ID、利用者パスワード、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。電子証明書方式の場合、電子証明書、利用者パスワード、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。また、トランザクション認証の契約先の場合、トランザクション認証番号を当行所定の方法により送信するものとします。当行は送信されたこれらの内容と当行に登録されている内容との一致を確認した場合に、送信者を利用者本人とみなします。

(3) 当行が前号の方法により本人確認を実施したうへは、契約法人ID、利用者ID、利用者パスワード、ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式の場合）、トランザクション認証番号に不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。利用者パスワード等は厳重に管理し、他人に知られることがないように十分注意してください。

5. ハードトークンの取り扱い

(1) ハードトークンは、契約者の届出住所あてに発送します。契約者は、ハードトークンの受け取り後、速やかに本サービスにログインし、利用登録手続きを行なうものとします。

(2) トランザクション認証を初めて契約する際に、当行より本サービス1契約につきハードトークン1個を無償で貸与します。

(3) 契約者は当行所定の方法で申込むことにより、ハードトークンの追加発行を受けることがで

には、第11条に定める方法で当行所定の書面により本サービスの代表口座を開設された店舗に届出てください。

3. 利用者の本人確認

(2) 利用者が本サービスを利用する場合、ID・暗証番号方式の場合、契約法人IDおよび利用者ID、利用者パスワード、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。電子証明書方式の場合、電子証明書、利用者パスワード、ワンタイムパスワードを端末より当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの内容と当行に登録されている内容との一致を確認した場合に、送信者を利用者本人とみなします。

(3) 当行が前号の方法により本人確認を実施したうへは、契約法人ID、利用者ID、利用者パスワード、ワンタイムパスワード、電子証明書（電子証明書方式の場合）に不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。利用者パスワード等は厳重に管理し、他人に知られることがないように十分注意してください。

5. (新設)

きます。その場合、当行所定の手数料をいただきます。

(4) ハードトークンは、契約者にて厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、紛失・盗難にあった場合は、直ちに管理者が、端末により利用停止等の必要な措置を行ってください。

(5) ハードトークンの故障、破損、紛失、盗難等があった場合は、当行所定の方法により、当行に届出を行い、再発行の手続きを行ってください。ハードトークンが故障等により使用できなくなった場合、新しいハードトークンを再発行するまでの間、ハードトークンを利用した取引ができません。

(6) 故障、破損、紛失、盗難等によりハードトークンを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。ただし、ハードトークンの製品不良等、契約者の責めに帰さない故障・破損の場合は、無償で交換を行います。

(7) トランザクション認証では、ハードトークンに付帯するカメラにより、パソコン等の画面上に表示される二次元コードを読み取ることで、ハードトークンの画面上に当行が受信した取引内容と生成されたトランザクション認証番号が表示されるため、取引内容を確認のうえ、パソコン等の画面上にトランザクション認証番号を入力することで、本人確認を実施します。

(8) ハードトークンには有効期限はありません。電池を交換することで、継続的に利用できます。電池切れにともなう交換用電池の用意については、契約者が負担するものとします。

第7条 データ伝送サービス

1. データ伝送サービス

(1) データ伝送サービスは、端末からの依頼にもとづき、あらかじめ申込書で届出られたサービス指定口座から振込資金と振込手数料を引落とし(本条第4項の場合は顧客が指定した口座から振込資金を引き落とし)のうえ、本条第2項以下の各種サー

第7条 データ伝送サービス

1. データ伝送サービス

(1) データ伝送サービスは、端末からの依頼にもとづき、あらかじめ申込書で届出られたサービス指定口座から振込資金と振込手数料を引落としのうえ、本条第2項以下の各種サービスの取引依頼データを端末から送信し、当行に依頼するサービスをい

ビスの取引依頼データを端末から送信し、当行に依頼するサービスをいいます。

4. 預金口座振替サービス

(1) 当行は、契約者からの依頼による契約者の顧客（以下、「契約者顧客」といいます）に対する売上代金等の請求について、以下の取扱内容により「データ伝送サービス」を利用した預金口座振替の収納事務を受託します。

(2) 預金口座振替依頼書（以下、「口振依頼書」といいます。）の受理等について、当行は、契約者顧客から預金口座振替の依頼を受けたときは、口振依頼書および預金口座振替申込書（以下、「口振申込書」といいます。）を受入れ、記載事項を確認のうえこれを承諾したときは口振申込書を契約者に送付します。契約者は契約者顧客から口振依頼書および口振申込書が提出されたときは、契約者は必要事項が記載されていることを確認のうえ、口振依頼書をすみやかに当行に送付し、当行は記載事項を確認のうえ、これを受理します。口振依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずに口振依頼書にその旨を付記し、すみやかに契約者に返却します。

(3) 引落日は契約者が指定した日とします。ただし、当日が銀行の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。契約者顧客が引落日を変更するときは、契約者顧客に対して周知徹底を図るものとし、当行は特別な通知等を行いません。

(4) 口座振替の請求について、当行と契約者はインターネットにより接続し、預金口座振替で必要とする口座振替請求明細あるいは口座振替結果明細の授受をデータ伝送により行うものとし、次の取扱いとします。

A. 契約者は口座振替請求明細を振替指定日の3営業日前午後5時までに当行に伝送する。なお、契約者は、第7条第4項(2)により当行から不備返却を受けた口振依頼書があるときは当該契約者顧客にかかる請求は口座振替請求明細に含めないもの

います。

4. 預金口座振替サービス

~~別途契約によります。~~

とする。

B. 当行は口座振替結果明細を振替指定日の2営業日後の午後5時までに契約者に伝送可能とする。

C. データの仕様および作成内容は、「給与振込・総合振込・口座振替ファイル作成基準」ならびに「預金口座振替データ作成基準」のとおりとする。

(5) データ伝送の通知および確認について、次の取扱いとします。

A. 契約者がデータ伝送を開始する場合は、当行が契約者に対し、受信したデータの件数および合計金額等を「通信結果報告書」により通知するものとする。

B. 契約者がデータ伝送によりデータを送信した場合は、送信したデータと通知された「通信結果報告書」の内容との合致を確認するものとする。

C. 前記B. の内容不一致など送信データに不突合等を生じた場合は、契約者はすみやかに当行にその旨を通知し、双方協議のうえ適切な処置を講ずるものとする。

(6) データ伝送の障害等について、次の取扱いとします。

A. 契約者または当行が受信したデータに瑕疵がある場合は、送信側は受信側の要求にもとづき直ちに再送を行うものとする。

B. 電子計算機・回線等の障害により、所定の日時までにデータ伝送を行うことができない場合には、当行・契約者の協議のうえバックアップ措置をとることとする。

(7) 口座への入金について、当行は、引落日の3営業日(引落日を含まず)以後に、振替済資金を当行における契約者の預金口座に入金します。

(8) 振替不能分の再請求について、契約者は、振替不能分について再度預金口座振替により請求するときは、次回の振替請求の際に当行に伝送するものとし、この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、その振替について優先順位をつけないものとし、

(9) 当行は、預金口座振替に関して、預金者に対

する振替済の通知および入金督促等を行いません。

(10) 契約者は、口座振替の請求依頼後、請求内容の一部または全部を停止する場合は、その氏名等を振替日の2営業日前(乙が銀行休業日にあたるときは、その前営業日)の午前10時までに当行に通知するものとします。

(11) 手数料について、契約者は当行所定の取扱手数料および取扱手数料合計にかかる消費税相当額を当行に支払うものとします。支払は預金口座入金の際に差し引きます。なお、契約者は前項の停止にかかる停止手数料および当該手数料合計額に係る消費税額を当行が指定する所定の日に申込書記載の口座から引き落とすものとします。この場合、当行は各種預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出を省略します。

(12) 契約者顧客の申し出または当行の都合により、当該契約者顧客との預金口座振替契約を解約・変更したときは、契約者にその旨を通知します。ただし、契約者顧客が当該指定預金口座を解約したときは、この限りではありません。

(13) 預金口座振替サービスに関し、本規定以外の契約が存在する場合は、個別契約を優先とするものとします。

第12条 免責事項

(4) ハードトークンの故障、破損、紛失、盗難故障等が生じたとき

第20条 解約等

8. ハードトークンの返却

本サービスが解約により終了した場合には、契約者はハードトークンを当行あてに当行所定の方法で返却するものとします。

12条 免責事項

(4) (新設)

第20条 解約等

8. (新設)